

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）【令和八年四月一日施行】

新	旧
<p>(市町村子ども・子育て支援事業計画)</p> <p>第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育<u>等</u>及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定乳児等通園支援事業者に係る必要利用定員総数その他の乳児等通園支援の量の見込み並びに当該市町村が実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p>三 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p>四 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容</p> <p>五 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容</p> <p>六 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容</p> <p>3～10 (略)</p>	<p>(市町村子ども・子育て支援事業計画)</p> <p>第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育<u>等</u>及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p>三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容</p> <p>五 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容</p> <p>(新設)</p> <p>3～10 (略)</p>

対応済
(計画 90 頁)

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）
【令和八年四月一日適用】

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

- 一 (略)
- 二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項
(略)
- 1～6 (略)

7 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

児童福祉法第六条の三第二十三項の規定のとおり、乳児等通園支援事業が乳児又は幼児であって満三歳未満のものを対象としていることも踏まえ、市町村における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。



令和七年内閣府告示第百二十四号で追加

〈参考〉

- ・令和7年9月16日付こども家庭庁育成局保育政策課事務連絡 一部抜粋

第2 教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続について

乳児等通園支援事業は、満3歳以上の児童を対象としていないことから、幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけることや、満3歳児クラスが無い地域においては、その設置を働きかけること等により教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めること。